

聴覚障害者制度改革推進大阪本部 御中

お世話になっております。

大変遅くなりましたが、下記の項目について回答いたします。

1 障害者総合支援法について

障害者総合支援法は、障がい者の範囲に難病などを加える、重度訪問介護の対象を知的・精神・発達障害に拡大するなど、一定評価できる内容と考えます。しかしまだまだ改正の余地があるため、見直しにあたっては、当事者や家族、支援団体などとの意見をきちっと反映させるようにする。

2 市町村等のコミュニケーション支援事業について

コミュニケーション支援の地域格差の解消は必要。ユニバーサルなしくみをつくるために引き続き議論は必要。

3 意思疎通支援従事者派遣事業の現状について

意思疎通支援従事者や派遣コーディネーターの役割は大きい。まず第一歩として、自治体と関係者の協議を通して、その必要性を共有すべき。

4 情報コミュニケーションを保障する法律・制度の必要性について

さまざまなコミュニケーションへのアクセスを保障することは、聴覚障がい者・盲ろう者の孤立を防ぐために不可欠である。「情報・コミュニケーション法」の実現をめざすべき。

5 障害者政策について

交通基本法を成立させ、誰もが安心して移動できる社会をつくります。また、引き続き社会的包摂政策をすすめ、弱い立場に置かれた人たちのパーソナルサポートをすすめ、一人ひとりが孤立しない社会をめざします。

2012.12.2

辻元清美事務所 長谷川哲也

高槻市城北町 1-5-23 エクセレント城北

Tel.072-673-0465 fax.072-673-0506